

## ①都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路、公園、上下水道など）の整備及び市街地開発事業に関する計画などをいいます。

## ②都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づいて、三島市全域に係る都市計画の基本的な方針を定めたものです。

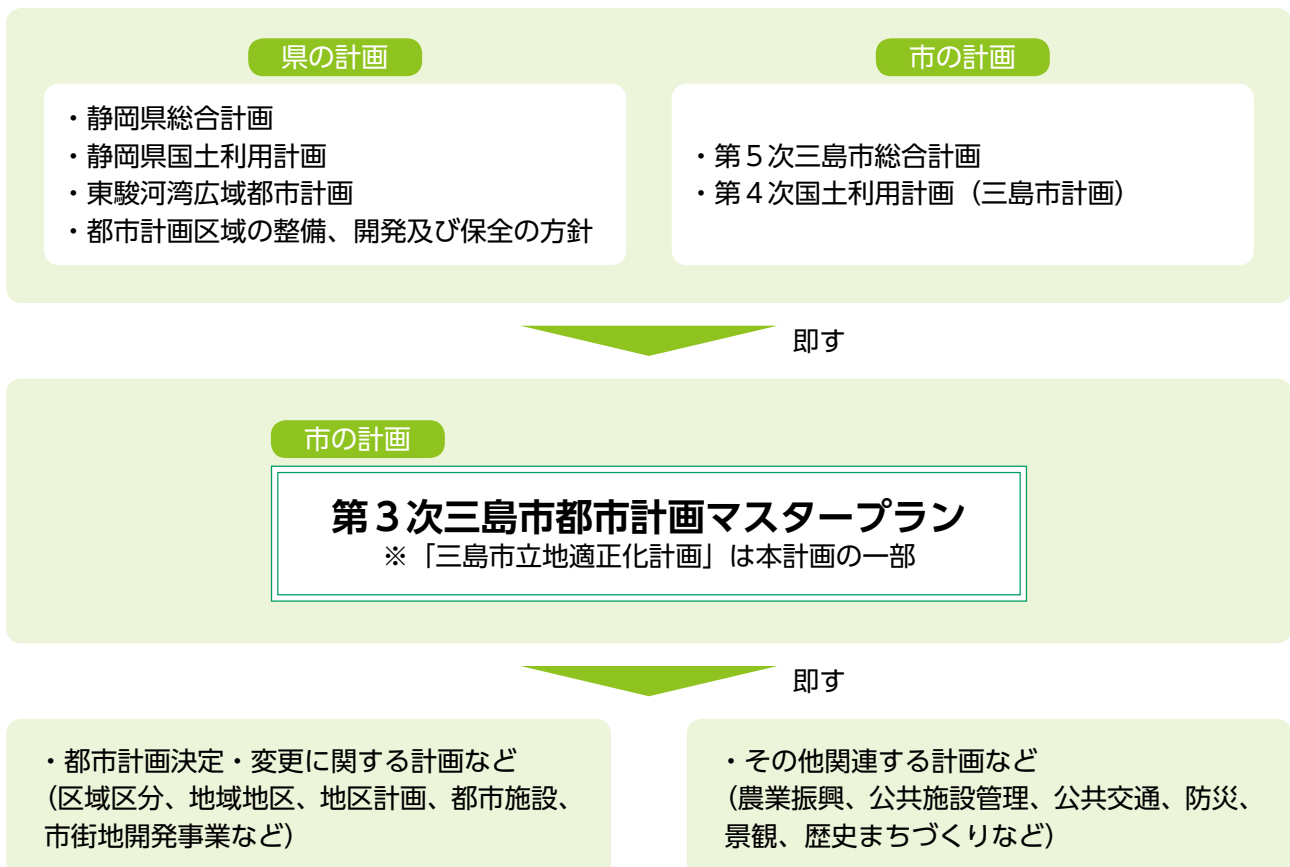
住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える色々な施設の計画などをきめ細かくかつ総合的に定める必要があります。

## ③都市計画マスタープランの位置づけ

「第3次三島市都市計画マスタープラン」は、県の計画、まちづくりの総合的な計画として最上位に位置づけられている「第5次三島市総合計画」、都市の将来像を土地利用の観点から具現化するための指針である「第4次国土利用計画（三島市計画）」などの内容に即して策定します。

なお、都市計画決定・変更に関する計画やその他関連する計画などは、このマスタープランに即して定めていきます。

### ▼第3次三島市都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係性



## ④計画対象期間など

- (1) 計画目標年次  
令和12年（2030年）までのおおむね10年間を目標としています。
- (2) 改定時期  
社会動向の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。
- (3) 計画対象区域  
都市計画区域である三島市全域を対象とします。

## ⑤計画の構成

- <序章>  
はじめに
- <第1章>  
現況とまちづくりの課題
- <第2章>  
目指すべき都市の姿
- <第3章>  
都市基本計画
- <第4章>  
地域別構想
- <第5章>  
取り組むべき施策の方向性
- <第6章>  
長期的視野に立ったまちづくりの方針

※本計画では、一部、都市計画道路を「（都）」、国道を「（国）」、主要地方道を「（主）」、一般県道を「（一）」、市道を「（市）」と示しております。